

## 労働委員会とは

労働者と使用者の間で紛争が起こった場合、自主的な解決が望ましいことですが、それが困難になることもあります。

そのような場合に、公平な第三者の立場で、労使紛争の迅速かつ円満な解決のお手伝いをするのが労働委員会です。

また、法律(労働組合法)で禁止されている不当労働行為が使用者にあったかどうかを審査し、その事実があるときは労働者の救済を行います。

## 委員の構成

中立

公益委員(5名)  
大学教授、弁護士など

公正



労働者委員(5名)  
労働組合の役員など

使用者委員(5名)  
会社役員、  
使用者団体役員など

労使双方のお話を丁寧に聴き、  
紛争解決のお手伝いをします

## 労働委員会の主な仕事

- 集团的労使紛争のあっせん等
- 個別労働紛争のあっせん
- 不当労働行為の審査

## 沖縄県労働委員会事務局

〒900-8570

那覇市泉崎1-2-2(沖縄県庁2階)

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

沖縄県労働委員会 で検索

## 労働相談については

沖縄県女性就業・労働相談センターへ  
TEL 0120-610-223(フリーダイヤル)  
受付時間 月～金 9時～17時(土日祝休)  
※対面相談も行っています。

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1  
カフーナ旭橋A街区6階  
グッジョブセンターおきなわ内

# 労働委員会の しおり

よりよい労使関係を築くために

中立・公正な  
立場です。

手続は  
無料です。



秘密は  
守ります。

お気軽に  
ご利用  
ください。

 沖縄県労働委員会

## 集団的労使紛争のあっせん等

(労働関係調整法)

### 【利用できる方】労働組合、使用者

労働組合と使用者の間で労働条件を巡って紛争が起こり、自主的な解決が困難な場合に、労働問題に関して経験豊かなあっせん員(公・労・使委員 各1名)が、労使の話し合いを取りもったり、双方の主張を調整したりして、労使双方の歩み寄りによって解決するよう援助をします。

なお、あっせん以外に「調停」、「仲裁」といった調整の方法もあります。

### 対象となる紛争は例えば・・・

- ・賃金、賞与、退職金などに関する紛争
- ・労働時間、休日・休暇、定年制などに関する紛争
- ・解雇、人員整理、配置転換などに関する紛争
- ・団体交渉促進、労働協約の締結などに関する紛争など

## 個別労働紛争のあっせん

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)

### 【利用できる方】個々の労働者(正社員、パート社員、アルバイト、派遣社員等)、使用者

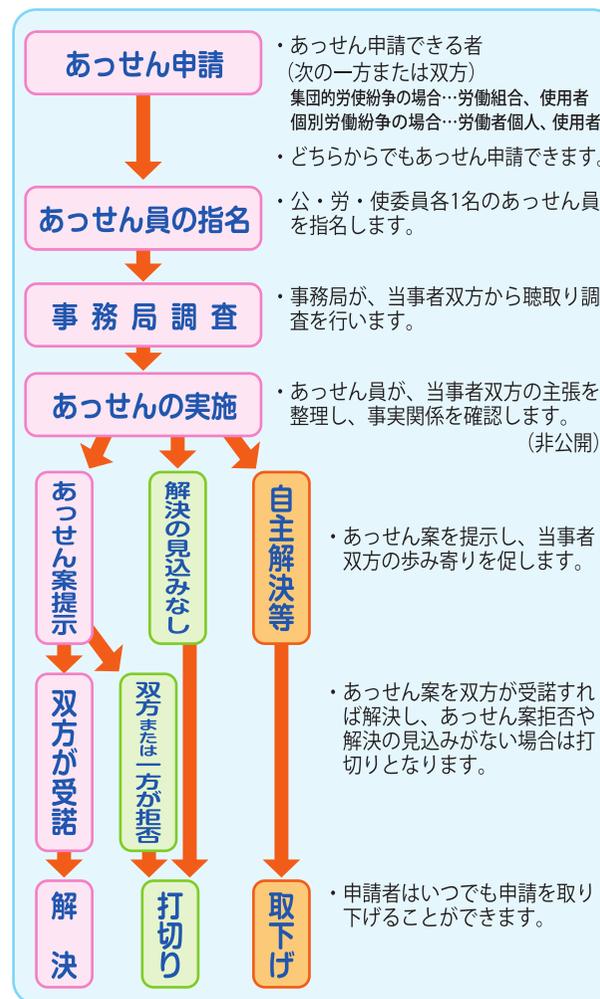
個々の労働者と使用者の間で起きた、労働条件などに関する紛争について、労働問題に関して経験豊かなあっせん員(公・労・使委員 各1名)が解決のお手伝いをする制度です。

あっせんは簡易・迅速な手続で行われ、早期解決を目指しています。

### 対象となる紛争は例えば・・・

- ・「突然、解雇を言い渡された」などの解雇や雇止めに関する紛争
- ・賃金や賞与のカット、労働時間、休日・休暇・残業、転勤、退職金に関する紛争
- ・その他、セクハラやいじめ等職場の環境に関する紛争 など

## 集団的労使紛争・個別労働紛争 あっせんの流れ



## 不当労働行為の審査

(労働組合法)

### 【利用できる方】労働組合、労働者

勤労者には、団結する権利、団体交渉する権利、団体行動する権利が憲法で保障されています。

これらの権利を実質的に保障するため、労働組合法は使用者が不当労働行為を行うことを禁止しています。使用者の不当労働行為があったと認められるときには、労働組合又は労働者は救済を申し立てることができます。ただし、その行為があった日から1年を経過すると、申立てはできません。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、これを是正する命令を出します。

### 不当労働行為として禁止されている行為

- ・労働組合への加入や組合活動を理由に解雇その他の不利益な取り扱いをすること
- ・正当な理由なしに、団体交渉を拒否すること
- ・労働組合の結成や運営に支配介入することなど

## 不当労働行為の審査の流れ

